

掛川市条例第8号

掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 専用区画（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）第9条第1項に規定する専用区画をいう。）の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、施設の構造その他の特別な理由があり、かつ、利用者の支援に支障がない場合においては、この限りでない。

2 一の支援の単位（省令第10条第2項の支援の単位をいう。）を構成する児童の数は、40人以下とする。ただし、施設の構造その他の特別な理由があり、かつ、利用者の支援に支障がない場合においては、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、省令に規定する基準とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。